

気候変動：COP15の成果と今後

平成22年2月17日 外務省政策会議

気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)の成果

1. 枠組条約作業部会(AWG-LCA)

2013年以降の国際的枠組みを議論する枠組条約作業部会のマンデートを延長し、COP16で採択を目指すことに合意。

2. 京都議定書作業部会(AWG-KP)

京都議定書作業部会の作業を継続し、CMP6で採択を目指すことに合意。

3. 「コペンハーゲン合意」

緊急に集まった非公式の首脳級会合で「コペンハーゲン合意」をまとめ、COP全体会合で同合意に留意する決定を採択。

(議場にて明確に反対の立場を表明した国: ベネズエラ、キューバ、ニカラグア、ポリビア、スーダン等)

気候変動枠組条約
(1992年)

COP

京都議定書
(1997年)

COP/MOP

AWG-LCA(条約作業部会)
(2007年:バリ行動計画)

- ①共有のビジョン、②緩和(先進国と途上国)、③適応、④技術、⑤資金を議論

AWG-KP(議定書作業部会)
(2005年)

附属書 I 国の更なる約束を議論

途上国

(現在削減義務なし)

米国

(京都議定書
未批准)

京都議定書
附属書I国

(削減義務あり)

世界全体の排出削減のためには先進国と途上国双方の取組が不可欠。
→ AWG-KPとAWG-LCAの一体的議論が必要。

「コペンハーゲン合意」の主たる内容

1. 世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまらざるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
2. 附属書 I 国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書 I 国(途上国)は削減行動を、それぞれ付表 I 及び II の様式により、2010年1月31日までに事務局に提出する。
3. 附属書 I 国の行動はMRV(測定/報告/検証)の対象となる。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的なMRVを経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的なMRVの対象となる。
4. 先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012年間に300億ドルに近く新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020年までには年間1,000億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
5. 2015年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

【参考】コペンハーゲン合意への各国の対応状況(2月16日現在)

- 賛同の表明: 96カ国
- 排出目標・行動の提出: 68カ国(世界全体の排出量の約80%に対応)

今後の対応について

1. 基本的な考え方

- 日本は引き続き、米豪欧等と協調し国際交渉で指導力を発揮。
- コペンハーゲン合意を基礎とした包括的な法的文書の作成を目指す。

2. 今後のプロセスについて

- 国連特別作業部会 (AWG) を如何に進めていくか。
- 国連交渉以外のプロセスを如何に進めていくか。

・包括的な枠組み構築に向けて、コペンハーゲンの教訓を活かし「透明性」を確保しつつ、何らかの
少数人会合が必要。

・他方、各国とも様子見。日本も慎重に検討。メキシコは、「透明性と包括性」を重視。

- 首脳会合、二国間協議等を如何に活用していくか (G8、G20、国連総会、APEC等)

3. 鳩山イニシアティブの実施

緩和・適応対策に取り組みむ途上国を対象に、戦略的にかつ迅速に支援を実施。

4. 今後の主要日程

- ・5月31日-6月11日：第32回補助機関会合 (SB32) (ボン)
- ・6月：G8首脳会合 (ムスコカ)
- ・6月26・27日：G20首脳会合 (トロント)
- ・9月：第65回国連総会 (ニューヨーク)
- ・11月11-12日：G20首脳会合 (韓国)
- ・11月13-14日：第18回APEC首脳会議 (横浜)
- ・11月29日-12月10日：COP16 (メキシコ)

1997年

2005年

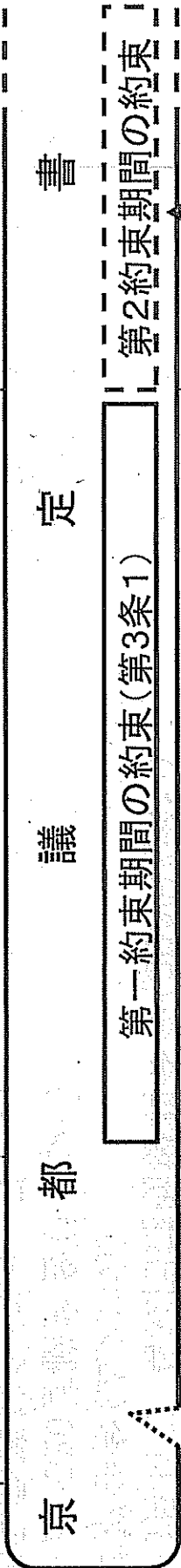
2008年

2012年

発効(第25条1)

第一約束期間

COP3にて採択
↓
署名の
ための開放
ための開放
(第24条1)



議定書の附属書Bの改正による次の約束の設定を想定(第3条9)



京都議定書作業部会
(AWG-KP)
2005年に設置
(第1回締約国会合
第1番決定
(第13条4(h)))

議定書締約国の
受諾書の寄託
(第21条4)

議定書
附属書Bの
改正案の採択
(第21条7)

締約国のうち
4分の3以上の国の
受諾書の寄託により、
それらの国について
発効(第21条4)

第一約束期間の約束(第3条1)

第二約束期間の約束

※米国は、
採択には
参加するも、
受諾せず。

採択には、
①コンセンサスの合意にあらゆる努力を払う(第20条3)
②①が無理な場合、4分の3以上の賛成投票(第20条3)
③関係締約国の書面による同意(第21条7但書)が必要
(注:議定書本文の改正手続では、③は不要)

各締約国は、
通告の1年後、
脱退が可能
(第27条1、2)